

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町認可外保育施設施設整備等補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象	町内認可外保育施設 計2園
規程等	瑞穂町認可外保育施設施設整備等補助金交付要綱（今後制定予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<ul style="list-style-type: none">・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係・対象経費：認可外保育施設における施設整備等事業のための経費・補助金額：上限額700,000円
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	認可外保育施設の施設整備等に要する経費について、その一部を補助することにより、認可外保育施設の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図るものです。
補助金額	1,400千円（2園）
補助割合	町10／10
補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象	町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園 計15園
規程等	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（国） 瑞穂町保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱（今後 制定予定）
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象経費：パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト等の購入及び更新を行うための経費 ・補助金額：上限額100,000円 （実際の交付額は下記補助率の事業者負担を除いた75,000円）
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>町内の保育施設等において、パーテーション、簡易扉及び簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援するものです。</p> <p>国が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率1/2の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。また、現時点で国制度では幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）は対象外ですが、同様のスキームで補助を実施し、町内保育所等との公平性を担保するものです。</p>
補助金額	保育所等：600千円（8園） 幼稚園等：75千円（1園）
補助割合	保育所等：国1/2、町1/4、事業者1/4 幼稚園等：町3/4、事業者1/4
補助対象期間	令和5年11月29日から令和7年3月31日まで
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	小山健一
補助対象	<p>① 基準日（令和5年12月1日）において世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯</p> <p>② 令和5年度「住民税非課税世帯等に対する支援金及び家計急変世帯に対する支援金」の支給を受けていない世帯</p> <p>③ 同一世帯となっている18歳以下の児童に上乗せ加算</p>
規程等	令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金支給事務実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>① 支給対象世帯：①②600世帯（見込）、③200人（見込）</p> <p>② 支給金額：1世帯当たり 75,000円 児童1人当たり 50,000円</p> <p>③ 支給受付期間：2月から3月31日まで</p> <p>④ 支給方法：指定口座へ振り込みます。（プッシュ式）</p> <p>⑤財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10/10）</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	エネルギー・食料品価格等の高騰による生活への影響を軽減するため、引き続き低所得者世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に支援金を給付する必要があるため。
補助金額	<p>① 負担金、補助及び交付金：住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金 @75,000円×600世帯 = 45,000,000円 同一世帯18歳以下の児童加算金 @50,000円×200人 = 10,000,000円</p> <p>② 委託料：システム改修委託料 外 = 2,869,000円</p>
補助割合	国10分の10
実施期間	支給受付期間：2月から3月31日まで

その他

○未申告者の属する世帯、基準日以降の転入世帯等は、別途申請や確認が必要となります。

○マイナンバー登録情報を活用し、住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。

○令和6年1月29日、全員協議会で専決補正の報告をさせていただき、住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金に関しても、当該支援金同様、18歳以下の子ども1人当たり50,000円を上乗せ給付することとなっています。

[歳出] 3 民生費-1 社会福祉費-1 2 非課税世帯等に対する低所得者世帯支援金給付金

・事業費 @ 50,000円×児童700人=35,000 (千円)

・事務費 需用費 (印刷製本費) + 役務費 (通信運搬費) 等 377 (千円)

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象	町内認可保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所 計10園
規程等	東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱（都） 瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱（今後制定予定）
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象経費：看護師等を配置して医療的ケアを行うための経費 ・補助金額：看護師配置 1か所当たり年間5,400千円 <ul style="list-style-type: none"> ※看護師等ではなく、一定の研修の修了等をした保育士等を配置した場合は、年間4,950千円 ※複数児童を受け入れ、複数看護師等を配置した場合は、看護師等1名当たり年間5,400千円を加算します。 保育補助者配置 1か所あたり年間2,232千円
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいを持った児童(医療的ケア児)が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、保育所等の体制整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものです。
補助金額	令和5年度（7か月分）：4,452千円 令和6年度（1年間分）：7,632千円
補助割合	都3/4（都による間接補助、内訳は国1/2、都1/4）、町1/4
補助対象期間	令和5年9月1日から
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、医療的ケア児1名が入園している町内保育施設は、看護師を配置しています。 ・同保育施設は、受入体制を更に整備する意向を示しています。 ・町内全対象施設に、補助金交付要綱等を周知し、当該事業の実施を促進します。

補助金等名称	瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金
担当部署	福祉部 健康課 健康係
担当者名	鈴木 隆太
補助対象	<p>平日の夜間における小児初期救急診療事業（以下「小児初期救急平日夜間診療事業」という。）を実施している福生病院企業団とします。</p>
規程等	瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金交付要綱（今後制定予定）
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>（1）目的</p> <p>瑞穂町の近隣地域の病院で行う小児初期救急平日夜間診療事業に対し、その運営に要する経費を補助することにより、平日の夜間における小児初期救急医療体制の確保を図り、もって、住民の生命及び健康の維持に資することを目的とします。</p> <p>※当補助金は、東京都から福生病院企業団に直接交付されていたものですが、令和6年度から、東京都の補助制度が変更（医療保健政策区市町村包括補助事業補助金への移行）されることから、町を通じ交付するものです。なお、福生病院企業団に交付する補助金は、福生病院企業団構成市町で按分（福生病院企業団運営負担金の負担割合）し、交付します。</p> <p>（イメージ図）</p> <p>【現行の小児初期救急平日夜間診療事業補助金の流れ】</p> <pre> graph LR Tokyo[東京都] -- 交付 --> Fuyuhiko[福生病院企業団] Fuyuhiko -- 交付申請 --> Tokyo </pre> <p>開設日時 おおむね週2回 午後6時～10時</p> <p>【医療保健政策区市町村包括補助事業補助金移行後の流れ】</p> <pre> graph LR Tokyo[東京都] -- 各市町へ 交付 --> Suetsugu[瑞穂町] Suetsugu -- 各市町から 交付 --> Fuyuhiko[福生病院企業団] Fuyuhiko -- 各市町へ 交付申請 --> Suetsugu Suetsugu -- 各市町から 交付申請 --> Tokyo </pre> <p>開設日時（予定） おおむね週2回 午後6時～10時</p>

(2) 補助基準額及び補助金額 (令和6年度想定)

基本額	年額 7,350 千円	
調剤 (薬剤師) 診療体制加算	1,470 千円	
小計	8,820 千円	①
1週間当たりの実施日数による調整	2/5 日	① に 0.4 を乗じる。
福生病院企業団構成市町全体の基準額	3,528 千円	②
福生病院企業団運営負担金の町負担割合	22.7%	② に 0.227 を乗じる。
町補助基準額 (※)	800 千円	③
補助率	1/2	③ に 0.5 を乗じる。
補助金額	400 千円	

【参考：福生病院企業団構成市町の補助基準額】

※瑞穂町：3,528千円 × 22.7% = 800千円

福生市：3,528千円 × 43.8% = 1,545千円

羽村市：3,528千円 × 33.5% = 1,181千円

補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

東京都の補助制度の変更に対応し、福生病院企業団へ従来と同等の水準の補助金を交付するため、当補助金の創設が必要になります。

福生病院企業団構成市町で協力し、当補助金を交付することで、小児初期救急平日夜間診療事業の確保を図ります。

補助金額

800千円 × 1/2 (補助率) = 400千円

補助割合

【財源】

東京都医療保健政策区市町村包括補助事業補助金

【補助率】

補助基準額の2分の1

(補助基準額：令和6年度想定)

基本額：年額7,350千円+調剤(薬剤師)診療体制加算：1,470千円
に1週間当たりの実施日数/5日 を乗じて得た額

(参考：町の予算規模)

歳入：400千円 (歳出額800千円に対し、東京都が2分の1を町に補助)

歳出：800千円

(内訳) 小児初期救急平日夜間診療事業補助金：400千円

福生病院企業団運営負担金：400千円

※運営負担金は、当補助金創設前から支出しているものです。

このことから、当補助金創設により、新たに町の財政負担は生じません。

実施期間

令和6年4月1日から

その他（今後のスケジュール）

令和6年2月下旬	行政評価委員会補助金等審査分科会で報告
3月下旬	要綱制定
4月1日	施行
令和7年3月下旬	福生病院企業団から交付申請及び請求 町から補助金の交付決定及び交付

瑞穂町小児初期救急平日夜間診療事業補助金交付要綱（案）

（令和 6 年 月 日）
告示第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、瑞穂町の近隣地域の病院で行う平日の夜間における小児初期救急医療事業（以下「小児初期救急平日夜間診療事業」という。）に対し、その運営に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、平日の夜間における小児初期救急医療体制の確保を図り、もって、住民の生命及び健康の維持に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）この要綱において「平日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝休日及び年末年始の日（1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までをいう。）を除いた日とする。

（2）この要綱において「小児科医師」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 日本小児科学会認定医又は小児科専門医の有資格者

イ 日本小児科医会、東京小児科医会又は各地域の小児科医会の会員

ウ 地域小児医療研修事業実施要綱に基づき東京都が実施する研修を修了した者

エ 小児科を標ぼうする開業医のうち、当該地域の小児科医会又は東京小児科医会の推薦を得て、当該地区医師会が小児初期救急平日夜間診療事業に参画することを適当と認める者

オ 病院等の小児科に勤務する医師

（対象者、補助対象事業等）

第 3 条 この補助金は、次項から第 5 項までに規定する要件を全て満たす小児初期救急平日夜間診療事業（以下「補助事業」という。）

を交付の対象とする。

- 2 補助事業の実施主体は、福生病院企業団とする。
- 3 診療体制は、小児科医師及び看護師をそれぞれ1人配置し、必要に応じて薬剤師又は事務職員をそれぞれ1人加えることができる。
- 4 診療時間は、平日の午後5時から午前0時までの間で、原則として3時間以上（診療受付時間を含む。）とする。
- 5 診療日は、平日のうち1週につき複数日に体制を確保するものとする。

（算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- 2 前項により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、小児初期救急平日夜間診療事業補助金交付申請書（様式第1号）を指定する日までに町長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、申請者から前項の規定により申請書を受け付けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小児初期救急平日夜間診療事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 第5条の規定は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更する場合に準用する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを

含む。)又は補助事業が完了しない場合で町の会計年度が終了したときは、小児初期救急平日夜間診療事業補助金実績報告書(様式第3号)を指定する日までに町長に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全額又は一部の納付を命じたときは、補助事業者はこれを納付しなければならない。

(補助金額の確定等)

- 第9条 町長は、前条の規定により事業実績の報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(協議会の設置)

- 第10条 補助事業者は、この補助金の目的を達成するため、地域において小児初期救急医療事業を推進していくために、町、近隣市町村、関係機関等で構成する協議会を設置することができる。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>町長が定める額</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、上記金額に事業実施月数／12を乗じて得た額とする。</p> <p>また、平日のうち1週あたり複数日において体制を確保する場合等は、上記金額に1週間当たりの事業実施日数／5を乗じて得た額とする。</p>	<p>小児初期救急平日夜間診療事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>ア 給与費 イ 経費（薬品費、診療材料費等を除く。）</p>	<p>2分の1</p>

令和●年度小児初期救急平日夜間診療事業補助基準額

基 準 額
1 年額7, 350千円を基本額とする。
2 地域の実情により、調剤（薬剤師）を診療体制に加える場合は、基本額に1, 470千円を加算する。
3 事業期間が1年に満たない場合には、基本額及び加算の合計額に実施月数／12を乗じて得た額とする。なお、月の途中で開始又は終了する場合、当該月については、基本額及び加算額の合計額に1／12を乗じた額から実施日数／当該月の平日の日数を乗じて得た額とする。
4 平日のうち1週当たり複数日につき、診療体制を確保する場合等は、基本額及び加算額の合計額に1週間あたりの実施日数／5を乗じて得た額とする。
5 1から4までによって算出した額に、当該年度の福生企業団運営負担金の瑞穂町の負担割合を乗じて得た額を基準額とする。
6 やむを得ない事情により休診日等がある場合は、その日数分を控除した額とする。

補助金等名称	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金
担当部署	教育部 教育指導課 指導係
担当者名	田中 暁、加藤 篤士、山本 直輝
<p>現行制度</p> <p>瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制定されました。</p> <p>補助対象行事等は瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（以下「要綱」）第2条の各号に規定されており、各学校で行う演劇鑑賞教室、校外学習、部活動の大会参加に係る経費、スカイホールを使用した音楽会や合唱コンクールに参加する際のバス代等の保護者が負担すべき費用のうち、要綱第3条別表に規定されている金額を補助しています。</p>	
<p>改正の経緯及び目的</p> <p>1. 中学校で実施する実用英語技能検定（英語検定）を受験する生徒の保護者への補助金</p> <p>現在、再編交付金を活用した学力向上事業として、中学2年生全員を対象に全額公費負担による英語検定事業を実施していますが、令和5年度で事業終了となります。本事業は、学力向上施策の一環としてだけではなく、進路選択に資するという目的も含まれます。中学2年生の英語検定については、事業の終了に伴い、進路選択前の学力把握や資格取得の機会が損なわれてしまうという弊害が想定されます。</p> <p>また、東京都では平成30年度に「東京グローバル人材育成計画‘20」を策定し、令和4年度から中学3年生を対象に英語スピーキングテストを導入しています。令和5年度からは対象を1・2年生にも広げており、都をあげて中学生の英語力向上事業に取り組んでいます。</p> <p>町としても、英語教育の推進については、第5次瑞穂町長期総合計画や第2次瑞穂町教育基本計画（学校教育）において掲げており、今後も強く進めて行く必要があります。特に、英語検定については、受験料の公費負担について第2次瑞穂町教育基本計画（学校教育）で示しており、継続することが求められます。</p> <p>これからの国際社会を生き抜く子供たちの育成にあたっては、英語教育の充実が不可欠ことができず、子どもの英語検定に向けた機運醸成を図ることが必要であり、令和6年度以降も希望する生徒に受検機会を提供できるよう、再編交付金に代わる制度として実施したい。</p> <p>2. 校外学習に参加する児童の保護者への補助金</p> <p>移動教室（小学校6年）について、令和元年度と令和5年度を比較し平均1.2倍の旅行代金となっており、令和5年度では7.7%の補助金額となっています。児童1人あたりの移動教室への補助金額は、近隣市町村の中で瑞穂町が最も低くなっています。修学旅行（中学校3年）の補助金は令和5年度の旅行代金の平均15%程度であることから、移動教室でも同程度の割合としたい。そのため近隣市の最低額に合せ、旅行代金の約13%程度となる補助額としたい。</p>	

改正の内容

第2条に次の号を加えます。

(8) 中学校で実施する実用英語技能検定を受験する生徒の保護者

要綱第3条別表に規定されている行事について以下のとおり改正します。

「移動教室 3,000円」を「移動教室 5,000円」に改正します。

別表に次のように加えます。

第2条第8号	受験した級の検定料から1,000円を減じた額
--------	------------------------

規定等

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱

補助金額

移動教室（小学校6年） 児童1人あたり5,000円

中学校で実施する英語検定 受験した級の検定料から1,000円を減じた額

実施期間

1. 中学校で実施する実用英語技能検定（英語検定）を受験する生徒の保護者への補助金、及び2. 校外学習に参加する児童の保護者への補助金については令和6年4月から実施予定

その他

英語検定の受検に対する国等の補助金はありませんが、これまで英語検定に係る歳出予算として計上していた英語検定委託料、英語検定事業費の一般財源負担分を充てたい。また、令和6年度については激変緩和の措置として、受験した級の検定料から1,000円を減じた額を補助することとし、徐々に保護者の負担額を増やし、最終的には受験料の半額補助として補助金を継続していきたい。